

最終処分場設計調査等業務委託

仕 様 書

新発田地域広域事務組合

目 次

第1章 総則	1
第1節 業務の目的	1
第2節 業務の名称	1
第3節 業務の場所	1
第4節 業務の期間	1
第5節 業務内容及び範囲	1
第6節 関係法令等の遵守	1
第7節 機密の保持及び中立性の保持	1
第8節 業務体制及び業務管理	1
第9節 工程管理及び定期報告	2
第10節 再委託	2
第11節 疑義	2
第12節 業務内容の変更	2
第13節 資料等の貸与	2
第14節 業務完了及び検査	2
第15節 成果品の提出	2
第2章 業務内容	4
第1節 基本設計業務	4
第2節 地質調査業務	9
第3節 生活環境影響調査業務	10

第1章 総則

第1節 業務の目的

新発田地域広域事務組合（以下「発注者」という。）では、新発田市、胎内市の一般廃棄物を共同処理するため、焼却場、不燃物処理場、最終処分場を設置し、関係法令を遵守した適切な運転管理を行っている。また、令和11年度には、聖籠町を加え2市1町で一般廃棄物の共同処理を予定している。

本業務は、令和11年度の供用開始に向けて、最終処分場予定地の地質調査、生活環境影響調査を行い、最終処分場の基本設計を取りまとめることを目的とする。

第2節 業務の名称

最終処分場設計調査等業務委託

第3節 業務の場所

胎内市船戸地内

第4節 業務の期間

契約締結日より、令和8年12月25日までとする。

第5節 業務内容及び範囲

本仕様書は、本業務に適用するものとし、業務内容及び範囲は、第2章のとおりとする。

ただし、本仕様書に明記なきことは発注者と受注者が協議の上、決定する。受注者は、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、相互に確認しなければならない。

第6節 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令、通達、マニュアル等を遵守しなければならない。

第7節 機密の保持及び中立性の保持

受注者は、本業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第8節 業務体制及び業務管理

- (1) 受注者は、本業務の着手時に発注者と協議し、発注者の意向を理解した上で、業務が円滑に進捗できる業務体制を整えること。
- (2) 受注者は、主任技術者を定めて本業務全般にわたる総括的な管理を行い、本業務の効率的かつ的確な遂行に足りる十分な知識や経験を有する技術者を配置すること。なお、主任技術者には、国及び地方公共団体（一部事務組合等を含む）が発注する最終処分場の基本設計業務に、担当技術者として従事した業務実績を有する者を選任すること。
- (3) 受注者は、本業務の着手に先立って、主任技術者、照査技術者、担当技術者（兼任不可）を定め発注者へ届け出なければならない。
- (4) 主任技術者、照査技術者は、衛生工学部門の技術士又は総合技術監理部門の技術士の資格登録者で最終処分場に係る設計計画の実績を有する者とする。担当技術者は、最終処分場に係る設計計画の実績を有する者とする。

- (5)主任技術者は、主たる会議への出席や業務全般にわたる技術管理を行うこと。
- (6)発注者から本業務に直接関係する書類の作成を求められた場合、受注者はこれに応じること。
- (7)本業務の履行上、関係官公庁等との協議を必要とする場合又は協議を求められた場合には、受注者は誠意をもってこれに協力すること。
- (8)受注者は、打合せ協議の都度、議事録を作成し、発注者の確認を受けること。

第9節 工程管理及び定期報告

受注者は、業務工程表及び業務計画書を契約締結日から7日以内に提出し、発注者の承認を受けなければならない。

また、受注者は、発注者に対し、各工程の進捗状況を逐次又は定期的に報告すること。

第10節 再委託

受注者は、本業務の委託の全部を第三者に再委託してはならない。

なお、一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ発注者に書面で報告し、発注者の承認を受けなければならない。

第11節 疑義

受注者は、本仕様書の記載事項や業務遂行上で疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議し、発注者の意図を十分に理解し業務を遂行すること。

第12節 業務内容の変更

発注者が必要であると認めた場合には、発注者と受注者の協議により業務内容の一部を変更することができる。また、協議後の変更は、発注者と受注者の再協議により行うものとする。ただし、業務遂行上で必要と認められる軽微な事項は、受注者の責任において実施すること。

第13節 資料等の貸与

発注者は、本業務に必要な貸与可能な関係資料等を受注者の請求に基づき貸与又は提供する。この際、受注者は貸与資料に係る借用リストを作成し、発注者に提出するとともに、業務完了後には速やかに発注者に返却しなければならない。

第14節 業務完了及び検査

- (1)受注者は、本仕様書に定めのある場合の他、発注者の指示する場合には、履行期間途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。
- (2)受注者は、業務が完了後速やかに業務完了届を提出し、成果品の検査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは直ちに訂正しなければならない。
- (3)業務完了後、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、直ちに修正を行わなければならない。

第15節 成果品の提出

受注者は、発注者による完了検査合格後に、次の成果品を発注者へ納品する。

(1)基本設計業務

・最終処分場基本設計報告書

3 部

・ 最終処分場基本設計報告書(概要版)	3 部
・ 最終処分場基本設計図	3 部
(2)地質調査業務	
・ 地質調査報告書	3 部
(3)生活環境影響調査業務	
・ 生活環境影響調査書	3 部
・ 生活環境影響調査書（概要版）	3 部
・ パンフレット	3 部
・ 現地調査報告書	3 部
(4)その他	
・ 上記成果物の電子データ（CD - R 等）	1 式

第2章 業務内容

第1節 基本設計業務

基本構想等での検討結果を精査し必要な見直しを行い、以下の基本設計を行う。

(1) 埋立対象廃棄物の設定

最終処分が必要となる一般廃棄物の種類と量は、循環型社会形成推進地域計画、最終処分場基本構想等で既に算定されている場合は、その値を使用することを基本とする。これらの既存計画と現況に乖離がある場合、又は将来計画等に変更が生じている場合は、新たに最終処分が必要となる一般廃棄物の種類と量を推計する。

- ①埋立対象一般廃棄物の種類と量
- ②埋立期間
- ③埋立容量（覆土量含む）

(2) 環境保全計画の検討

最終処分場の立地する地域の環境基準、自然環境の概況を把握した上で、次に示す最終処分計画の策定にあたって遵守すべき基準、並びに環境保全目標を検討する。

- ①水質、騒音・振動、悪臭、大気、土壌汚染等の環境基準
- ②周辺自然環境の概況（保全すべき地域・種等の把握）
- ③周辺土地利用、水利用等の状況（配慮すべき利用の有無）
- ④開発に係る土地利用規制状況
- ⑤保全すべき景観等の状況
- ⑥環境保全目標の検討

(3) 搬入道路基本設計

公道から最終処分場までの搬入道路のルートを検討する。

- ①道路線形の検討
- ②概略切盛土量の検討
- ③付属構造物の検討（石積、橋梁、トンネル等）
- ④標準断面、舗装構成の検討

(4) 最終処分場の施設配置設計

最終処分場の施設配置は、次の検討を行う。

- ①埋立地の配置検討（埋立容量の確保性、埋立作業の容易性）
- ②浸出水処理施設や調整設備の位置と処理水の放流先
- ③管理棟や円滑な車両動線の確保
- ④防災調整池の配置検討

(5) 遮水工構造検討のための水文地質解析

最終処分場の整備にあたっては、不透水性地層の分布次第では、遮水シートに比べ鉛直遮水工を採用することが経済的である可能性が考えられる。そこで、水文地質調査を十分に行い、適正かつ経済的な遮水工構造を検討する。

(6) 浸出水量と調整槽の検討

最終処分場における降水量と浸出水量、及び浸出水調整設備について次の検討を行う。

- ① 浸出水の発生量推計
- ② 浸出水の削減方策の検討
- ③ 埋立地内貯水を避けるための調整設備の規模検討
- ④ 同上調整設備の概略構造検討

(7) 浸出水処理施設の検討

流入水量と水質を類似事例や溶出試験結果等から推計し、次の検討を行う。

- ① 浸出水水質の設定
- ② 水処理設備規模の検討（前述した調整設備容量計算による）
- ③ 水処理施設放流方式の検討
- ④ 水処理フローの検討施設配置
- ⑤ 施設配置、概略建築計画検討
- ⑥ 各処理設備の方式検討
- ⑦ 参考見積仕様書の作成
- ⑧ 参考見積図書の収集・整理（原則として 3 者以上）及び比較検討
- ⑨ 発注仕様書案の作成
- ⑩ 浸出水処理施設概算工事費の算出

(8) 貯留構造物設計・埋立地造成設計

埋立容量に基づき、貯留構造物と埋立造成形状を検討する。

- ① 貯留構造物構造形式の検討（土堰堤、重力式堰堤、コンクリート擁壁等）
- ② 埋立地造成形状の検討（掘り込み式、盛土式等）
- ③ 常時、地震時の安定計算（埋立前、埋立完了）

(9) 遮水設計

前述した水文地質解析の結果を踏まえて、遮水工の形式と構造・部材等を検討する。

- ① 遮水工の形式検討（鉛直遮水工、表面遮水工）
- ② 遮水工の構造・部材等の検討（鋼矢板、遮水シート、粘性土、保護材等）
- ③ 遮水工の損傷検知（漏水検知システム、自己修復材等）

(10) 地下水集排水施設設計

地下水の揚圧力による遮水工の損傷防止のため、地下水集排水施設の配置、構造、部材等を検討する。

(11) 浸出水集排水施設設計

浸出水量等に基づき、浸出水集排水施設の配置、構造、部材等を検討する。

(12) 雨水排水施設設計

埋立地周辺雨水の埋立地内への浸入防止、埋立地上流部雨水の排水、埋立造成終了後の雨水排水等を勘案して、雨水処理施設の配置、構造、部材等を検討する。

(13) 防災調整池設計

周辺の地形や利水状況等を考慮し、防災調整池の規模・構造について検討する。また、雨水の放流先、排水方法等についても検討する。なお、必要に応じて別途放流河川流下能力調査等を実施する。

(14) 埋立ガス処理施設設計

埋め立てる廃棄物をできるだけ好氣的雰囲気には保ち、埋立廃棄物の分解安定化を促進するために必要となるガス抜き施設の配置、規模・構造、部材等を検討する。

(15) 搬入計量施設設計

廃棄物の搬入車両台数と車両形式を勘案して、必要となるトラックスケールの規模と台数を検討する。また、搬入廃棄物の検査、料金の徴収等を勘案して必要となる設備も併せて検討する。

(16) 管理棟設計

搬入管理のために設置する計量設備等の機器、水処理施設の制御設備、管理人員の事務所、会議室等の確保に必要な面積を算定し、管理棟の建築計画を検討する。

(17) 管理道路設計

埋立地の工事並びに維持管理に必要となる埋立地周囲の道路、浸出水処理施設等施設間の連絡道路について、円滑な作業と通行が可能となる動線を検討し、管理道路の道路構造、幅員等について検討する。

(18) モニタリング施設設計

生活環境影響調査及び地質調査を基に、地下水汚染をモニタリングするための井戸の配置、必要数、構造等を検討する。また、必要に応じて、浸出水や処理水、埋立ガス、沈下等のモニタリング計画を検討する。

(19) 覆土置場

廃棄物の埋立作業に合わせて必要となる覆土置場の配置、規模等について検討する。

(20) その他施設設計

洗車設備、飛散防止設備、上下水処理設備、門・囲障設備、電気・通信設備等について検討する。

(21) 跡地利用計画

最終処分場が立地する周辺の土地利用の状況を把握するとともに、当該市町等の土地利用ニーズを把握した上で、地域のニーズと周辺環境に合致する最終処分場の跡地利用について、次の検討を行う。

- ①周辺の土地利用の現況把握
- ②当該市町等における土地利用需要の把握
- ③周辺自然環境等の把握
- ④跡地利用方針の検討
- ⑤土地利用構想図の作成
- ⑥鳥瞰図の作成（A 3 版）

(22) 概略施工計画の策定

以上の設計に基づき、概略の施工計画を検討し、工事工程を作成する。

(23) 事業費及び財源計画

概算事業費に基づき循環型社会形成推進交付金取扱要領や他事例等を踏まえて財源計画を明らかにし、年度別の資金計画を定める。

(24) 基本設計書の作成

以上の成果をとりまとめ、基本設計平面図、標準断面図等の図面と、構造の前提条件を簡潔に整理するとともに、概算事業費と整備工程も含めて基本設計書とする。

(25) 基本設計図の作成

以上の成果に基づき、基本設計図を取りまとめる。基本設計図は、次の図面を作成する。

- ①施設配置平面図
- ②埋立地標準断面図
- ③埋立地掘削平面図
- ④埋立地造成平面図
- ⑤埋立地縦横断面図
- ⑥貯留構造物一般図
- ⑦搬入道路平面図、標準断面図、縦横断面図
- ⑧管理・場内道路平面図、標準断面図、縦横断面図
- ⑨遮水工平面図、標準構造図
- ⑩地下水集排水施設・平面・構造図
- ⑪浸出水集排水施設・埋立ガス処理施設平面・構造図
- ⑫雨水集排水施設平面図、標準構造図
- ⑬防災調整池平面図、標準断面図
- ⑭浸出水調整槽配置平面・一般図
- ⑮浸出水処理施設配置平面図、立面図
- ⑯浸出水処理施設フローシート
- ⑰管理棟平面図、立面図
- ⑱門・囲障設備、飛散防止設備平面図、一般構造図
- ⑲その他施設平面・構造図
- ⑳鳥観図の作成（埋立開始前、埋立完了時）A 3 版

(26) 概算工事費の算定

基本設計図に基づき数量計算を行い、令和 7 年 9 月時点での概算工事費を算出し、資料等を提出すること。

- ①数量計算（全体土工、面積、延長、個数等）
- ②概算工事費の単価は、他事例単価や土木工事積算標準単価等より積算する。

(27) 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間 3 回及び最終時の原則 5 回とするが、必要に応じて、設計条件策定時、基本設計図作成時等の各作業の節目の段階において随時追加する。

(28) 準拠すべき基準等

基本設計にあたっては、次の基準等に準拠して行う。

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- ②一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
- ③環境基本法
- ④各種環境基準を定める法令、同条例等
- ⑤廃棄物最終処分場性能指針
- ⑥廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版
- ⑦道路構造令
- ⑧河川法
- ⑨開発指導要綱、林地開発基準等
- ⑩消防法
- ⑪上記の他、関連する法律、基準、要領等

(29) 関係機関事前協議書の作成・協議

本施設の建設に必要となる各種協議について事前協議資料を作成した上で、協議に同行する。

- ①一般廃棄物処理施設設置届に係る事前協議
- ②林地開発、伐採に係る事前協議（搬入道路等含む）
- ③雨水放流及び接続に係る事前協議
- ④河川又は下水道放流及び接続に係る事前協議
- ⑤建築基準法、消防法に係る事前協議
- ⑥上下水道、電気、ガス、電話等、インターネットの引込みに係る事前協議
- ⑦その他必要な協議

(30) その他

令和 7 年 12 月を目途に別途発注予定の実施設設計が着手できるよう、基本設計業務を進めること。

第2節 地質調査業務

最終処分場予定地に対し、次の地質調査を実施する。

(1) 計画地全体の地質分布、地盤状況の把握

- ・ 地表地質踏査 : 処分場周辺
- ・ 機械ボーリング : 9 本 (総延長 125m)

第3節 生活環境影響調査業務

(1) 業務の概要

本業務は、最終処分場を整備するに当たり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査を実施し、施設周辺の生活環境への影響を未然に防止することを目的とする。

調査に当たっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月改訂、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき実施するものとする。

(2) 調査事項の整理

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準拠するほか、本施設の事業特性及び地域特性を勘案して、生活環境影響調査の対象とすべき項目を選定する。また、その選定理由及び選定しなかった項目についてはその理由を整理する。

(3) 調査対象地域の設定

最終処分場の事業特性、立地場所の気象及び水象等の自然的条件並びに人家の状況などの社会的条件に関する情報を収集・整理する。その結果を踏まえて、調査事項が生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域を調査対象地域として設定する。

(4) 現況把握

最終処分場の設置及び供用に伴う周辺の生活環境への影響を予測するのに必要な情報を得るため、既存資料及び現地調査により、調査対象地域の環境の現況を把握する。現地調査を実施する項目及び内容は、次のとおりとする。

① 大気質

a 最終処分場における埋立作業に伴う粉じん

- ・調査項目：粉じん（降下ばいじん）、気象（風向・風速）
- ・調査地点：粉じん（降下ばいじん） 計画地付近2地点
気象（風向・風速） 計画地付近1地点
- ・調査時期・頻度：2季節（夏・冬）各30日間

b 廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質

- ・調査項目：窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）、浮遊粒子状物質
- ・調査地点：主要搬入経路沿道2地点
- ・調査時期・頻度：大気汚染測定2季節（夏・冬）×1週間

② 騒音

a 埋立作業に伴う騒音

- ・調査項目：環境騒音
- ・調査地点：計画地付近2地点
- ・調査時期・頻度：環境騒音測定24時間×1回

b 廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音

- ・調査項目：道路交通騒音、交通量
- ・調査地点：主要搬入経路沿道2地点（道路交通騒音・交通量）

- ・調査時期・頻度：道路交通騒音測定 24 時間×1 回（平日）
交通量計測 24 時間×1 回（平日）

③振動

a 埋立作業に伴う振動

- ・調査項目：環境振動
- ・調査地点：計画地付近 2 地点
- ・調査時期・頻度：環境振動測定 24 時間×1 回

b 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動

- ・調査項目：道路交通振動、地盤卓越振動数
- ・調査地点：主要搬入経路沿道 2 地点（道路交通振動・地盤卓越振動数）
- ・調査時期・頻度：道路交通振動測定 24 時間×1 回
地盤卓越振動数測定・解析大型車 10 台分

④悪臭

a 施設からの悪臭の漏洩に伴う臭気

- ・調査項目：臭気指数、特定悪臭物質
- ・調査地点：計画地付近 2 地点及び類似施設 1 地点
- ・調査頻度：臭気測定 1 回（夏季 1 回）

⑤地下水（施設の存在に伴う地下水の流れ、水質）

a 地下水の性状

- ・調査項目：一般性状（水温、臭気、濁度、透視度、全硬度、電気伝導率）
イオン組成項目（塩化物イオン、カルシウムイオン、ナトリウムイオン、カリウムイオン、マグネシウムイオン、硫酸イオン、硝酸イオン、炭酸水素イオン）
- ・調査地点：地下水観測孔 2 地点（上流側・下流側）
- ・調査頻度：豊水期・渇水期×各 2 回

※深さ約 15m の地下水観測孔を設置

b 有害物質等

- ・調査項目：地下水等検査項目、ダイオキシン類
- ・調査地点：建設予定地地下水観測孔 2 地点（上流側・下流側）
- ・調査頻度：豊水期・渇水期×各 1 回

(5) 予測

予測手法は、生活環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲を把握するため、計画されている対象施設の構造及び維持管理を前提として、調査実施時点で一般的に用いられている予測手法により行うこととし、定量的な予測が可能な項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行う。

なお、予測に必要な施設諸元等の予測条件については、基本設計業務と調整を図り、設定するものとする。

(6) 影響の分析

生活環境影響の分析は、最終処分場の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮し、環境基準等の目標と予測値を対比してその整合性を検討すること、並びに生活環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて受注者の見解を明らかにすることにより行う。

(7) 生活環境影響調査書の作成

上記の成果を取りまとめ、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示す標準的構成案に準拠し、生活環境影響調査書を作成する。生活環境影響調査書の作成に当たっては、図表を用い、わかりやすさの確保に努めることとする。

なお、生活環境影響調査書は、各施設の設置届に添付する必要があることから、各施設の予測及び影響の分析の結果が把握できるように調査書を作成するものとする。

(8) 縦覧等の手続き支援

生活環境影響調査書の縦覧に際し、関係住民等から提出された意見書について、その概要を整理・把握し、受注者見解案を作成する。

また、地元地区に対し、説明会を開催する場合にあっては、生活環境影響調査書の内容を要約したパンフレット、説明用スライド等を作成するとともに、説明会の開催支援を行なう。